

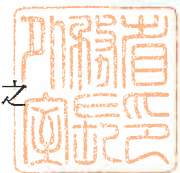
確認事項

法務省刑国第574号
外総治協第1号
平成24年11月19日

法務省刑事局国際課長
神村昌通



外務省総合外交政策局
国際安全・治安対策協力室長
岡島洋之



外務省国際法局条約課長
中込正志



サイバー犯罪に関する条約（以下「条約」という。）の締結に関し、条約第27条2の規定を実施するため、同条にいう「中央当局」として、相互援助の要請の送付については法務大臣及び国家公安委員会並びにこれらがそれぞれ指定する者を、相互援助の要請への回答については法務大臣及び法務大臣が指定する者をそれぞれ指定したところ、条約に基づいて我が国が他の締約国からの相互援助の要請に回答する場合における法務省と外務省との関係について、法務省及び外務省は、下記のとおり確認する。

記

1. 条約第27条に基づき、他の締約国の中央当局から相互援助の要請を受理した場合には、法務省は、当該要請に当たり当該他の締約国の中央当局が通報してきた次の事項を、外務省に対し速やかに通報するものとする。ただし、法務省は、外務省に通報できない事情が存すると判断した場合には、その旨を外務省に説明して、外務省と協議するものとする。

- (1) 捜査，訴追その他の手続を行う当局の名称
- (2) 捜査，訴追その他の手続の対象となる事実
- (3) 捜査，訴追その他の手続の内容及び段階
- (4) 要請国の関係法令の条文
- (5) 要請する相互援助の内容についての説明
- (6) 要請する相互援助の目的についての説明

2. 外務省は，本確認事項1. にいう相互援助の要請に関し，同省の所掌事務に関し必要と認める場合には，法務省に対し意見を述べることができる。

3. 我が国による相互援助の実施又は不実施が外交関係に影響を及ぼすことがあること等に鑑み，法務省は，国際捜査共助等に関する法律又は本確認事項に基づき外務省が述べた意見と異なる措置を採る場合は，外務省と協議するものとする。

4. 外務省は，相互援助においては迅速性が極めて重要であることに鑑み，法務省が行う相互援助の実施に係る支援その他の条約の実施に係る事務を速やかに行うものとする。



確 認 事 項

警察庁丁国捜発第122号
法務省刑国第575号
外総治協第2号
平成24年11月19日

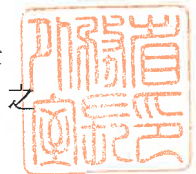
警察庁刑事局組織犯罪対策部
国際捜査管理官
白 川 靖 浩



法務省刑事局国際課長
神 村 昌 通



外務省総合外交政策局
国際安全・治安対策協力室長
岡 島 洋 之



外務省国際法局条約課長
中 込 正 志



サイバー犯罪に関する条約（以下「条約」という。）の締結に関し、条約第27条2の規定を実施するため、同条にいう「中央当局」として、相互援助の要請の送付については法務大臣及び国家公安委員会並びにこれらがそれぞれ指定する者を、相互援助の要請への回答については法務大臣及び法務大臣が指定する者をそれぞれ指定したところ、条約に基づいて我が国が他の締約国に

相互援助の要請を送付する場合における警察庁及び法務省と外務省との関係について、警察庁、法務省及び外務省は、下記のとおり確認する。

記

1. 警察庁及び法務省は、条約第27条に基づき他の締約国の中央当局に対し相互援助の要請を送付するに当たり、当該要請に係る在外日本国大使館職員による支援その他の支援を外務省に要請する必要があると認める場合には、次の事項を、同中央当局への要請の送付に先立ち、外務省に通報するものとする。
 - (1) 捜査，訴追その他の手続を行う当局の名称
 - (2) 捜査，訴追その他の手続の対象となる事実
 - (3) 捜査，訴追その他の手続の内容及び段階
 - (4) 我が国の関係法令の条文
 - (5) 要請する相互援助の内容についての説明
 - (6) 要請する相互援助の目的についての説明
2. 警察庁、法務省及び外務省は、我が国からの相互援助の要請が外交関係に影響を及ぼし得ると認められる場合には、警察庁及び法務省において、他の締約国の中央当局に当該要請を送付するに当たり、当該要請に係る支援を外務省に要請することになるであろうとの認識を共有する。
3. 外務省は、相互援助においては迅速性が極めて重要であることに鑑み、警察庁及び法務省が行う相互援助の要請に係る支援その他の条約の実施に係る事務を速やかに行うものとする。

法務省

外務

印